

【2011 年 8 月 22 日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第 47 号 ■

妊娠中・出産後の女性従業員に必要な
母性健康管理に関する研修会を開催します！

厚生労働省では、人事労務担当者や、産業医など産業保健スタッフを対象に「母性健康管理研修会」を、9 月から来年 3 月末にかけて全国 19 会場で順次開催します（参加費無料）。

これは、男女雇用機会均等法で事業主に義務付けられている、妊娠中および出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置についての研修会です。

働く女性が増える中、企業にとって貴重な戦力である女性たちが妊娠中や出産後も安心して仕事を続けるためには、事業主が各人の状態に応じて業務負荷を調整したり、労働環境を整備する必要があります。この研修会を通じ、母性健康管理に関して、理念や労務管理の実際、スタッフの役割などについて、理解を深めていただければ幸いです。

現時点で開催の詳細が決定している会場は下記の通りです。詳細未定の地域については、決まり次第お知らせしていきますので、下記のウェブサイトでご確認ください。

【現時点で日時、会場が決定している開催地】

- | | | |
|----------|-------|------------------|
| 9/1（木） | ：愛知県 | ポートメッセなごや |
| 9/2（金） | ：岐阜県 | 大垣市情報工房 |
| 9/7（水） | ：宮崎県 | 宮日会館 |
| 9/21（水） | ：千葉県 | 千葉市男女共同参画センター |
| 9/29（木） | ：埼玉県 | さいたま市文化センター |
| 10/14（金） | ：群馬県 | 前橋テルサ |
| 11/22（火） | ：神奈川県 | かながわ県民活動サポートセンター |

【詳細未定の開催予定道府県】

北海道、秋田県、山形県、石川県、福井県、京都府、大阪府、島根県、
広島県、徳島県、愛媛県、長崎県

なお、定員の都合上、参加申し込みは先着順とさせていただきます。あらかじめご了承ください。

- ・ 詳細・申込はこちらから <http://www.itinfo.jp/bosei/>
- ・ お問い合わせ先：「母性健康管理研修会」事務局
TEL：03-5294-2429(受付時間 10:00～17:00、土、日、祝日除く)
Email: bousei@nikkeistaff.co.jp

短時間正社員制度の新規導入・運用改善に関する
“お悩み別” 無料セミナーを開催します！

短時間正社員制度は、正社員でありながら、フルタイムではなく時間を短縮して勤務する働き方です。これまで、育児や介護、健康や体力面への不安といった制約によって働き続けることができなかった人にも、就業の機会を与えることができるなどの理由から、昨今注目されています。厚生労働省では、短時間正社員制度の普及を促進するため、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング（株）に委託し、「短時間正社員制度導入支援事業」を実施しています。

このたび、本事業の一環として、企業の経営者や人事労務担当者を対象に、短時間正社員制度を分かりやすく解説するセミナーを、東京と大阪で開催します。本制度を新規に導入する際のポイントや、職場での運用改善の考え方・進め方などについて、参加者間のディスカッションを挟みつつ、先進事例を交えてご説明します。

セミナーは、制度導入・運用の“お悩み別”に下記の5つの講座を用意しています。どのようなお悩みにどの講座が適しているかは、下記のウェブサイトをご覧ください。お申し込みもこのサイトで受け付けています。ぜひこの機会にご参加ください。

《短時間正社員制度の新規導入・運用改善に関する“お悩み別”無料セミナー》

【講座１】制度の新規導入・見直しセミナー

東京：8/30 9:30～ 大阪：8/26 9:30～

【講座２】仕事の配分見直しセミナー

東京：9/20 9:30～ 大阪：9/8 9:30～

【講座３】評価制度の運用見直しセミナー

東京：8/30 14:00～ 大阪：8/26 14:00～

【講座４】キャリア形成支援セミナー

東京：9/20 14:00～ 大阪：9/8 14:00～

【講座５】病院・社会福祉法人における導入・キャリア支援セミナー

東京：9/22 14:00～ 大阪：9/12 14:00～

《会場》 東京：品川・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング東京本社
大阪：淀屋橋・三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング大阪本社

なお、参加希望者が定員に達した場合は、申し込みを締め切らせていただきます。あらかじめご了承ください。

【短時間正社員制度導入支援ナビ】

<http://tanjikan.mhlw.go.jp/seminar/index.html>

・お問い合わせ先：「短時間正社員セミナー開催事務局」

TEL：03-6711-1225（受付時間 9:00～17:00、土、日、祝日除く）

Email：tanjikan@murc.jp

【短時間正社員制度とは・・・？】

短時間正社員とは、フルタイムの正社員と比べて所定労働時間（所定労働日数）が短く、次のどちらにも当てはまる労働者をいいます。

- (1) 期間の定めのない労働契約を結んでいる
- (2) 時間当たりの基本給および賞与・退職金の算定方法などが、同じ事業所で雇用される同種のフルタイムの正社員と同等である

短時間正社員制度は、育児・介護を理由とするものに限らず、健康や体力面への配慮・地域活動への参加・自己啓発を目的とするもの、パートタイマーから正社員への転換としてなど、従業員の多様な就業ニーズに対応することができる制度です。

また、企業にとっても優秀な人材の獲得や社員の定着率の向上、採用コストや教育訓練コストの削減、社員のモチベーションアップ、外部に対するイメー

ジアップといったメリットが期待できます。

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
 - ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
 - ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
 - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
 - ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
 - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-